

社保シリーズ

# 栄養サポートチーム等連携加算

3

社保研究部

今回は栄養サポートチーム等連携加算(NST)について解説する。NSTは、か強診や歯援診1の施設基準のうち算定実績などに関する選択肢の一つにもなっている。

症例解説

患者が、介護保険施設などに入所または入院している介護保険認定患者に医学管理や指導を実施しても介護保険の居宅療養管理指導費は算定できないため、歯科疾患在宅療養管理料(歯在管)または在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料(訪問口腔リハ)で管理することになる(表1)。

歯在管または訪問口腔リハで管理中の患者に対するNST加算には、NST1とNST2がある。

NST1は、他の保険医療機関に入院している患者に対し、入院先の栄養サポートチームなどの多職種からなるチームの構成員として、カンファレンスおよび回診などに参加し、口腔機能評価に基づく管理計画を策定した場合に、月1回に限り80点を加算する。

NST2は、介護保険施設などに入所している患者に対し、入所先の食事観察または介護施設職員などへの口腔管理に関する技術的助言・協力および会議などに参加し、口腔機能評価に基づく管理計画を策定した場合、月1回に限り80点を加算する。

症例は歯在管の管理加算としてのNST2の算定事例になる。患者の入所先で食事観察(ミールラウンド)に参加した日が初診日で、口腔機能に基づく管理計画を策定し、NST2を算定している(12/8)。初回算定は、カンファレンスなどに参加した日から2カ月以内に算定する。NST2は、入院患者の管理であるNST1のように回診などへの参加ではなく、施設の介護職員や管理栄養士らと患者の食事行動を観察し、摂食嚥下などの口腔機能管理に関する助言を行った場合でも算定要件を満たすことになる。

2回目以降の加算は、カンファレンスに参加していなくても算定できるが、最低でも6カ月に1回はカンファレンスに参加しなければ算定することはできない。

〈カルテ記載〉

①管理計画の要点、②カンファレンスまたは食事観察などの開催日③カンファレンスまたは食事観察などの内容の要点(文書控への添付でも可)

〈レセプト摘要欄記載〉

①連携先の保険医療機関名または介護保険施設名②カンファレンスまたは食事観察などに参加した年月日

介護保険施設である特養の入所者は、介護保険認定患者であっても、介護保険の居宅療養管理指導費は算定できない。指導管理を実施した場合は歯在管か訪問口腔リハで管理する。(下表参照)

管理計画書の様式は『歯科保険診療』P258を、記載例はP74参照。

初回はカンファレンス等の参加日から2カ月以内に管理計画を策定した場合に算定する。管理計画の要点、カンファレンス等の参加日、内容の要点を記載する。

同一建物内で月内に管理する人数区分に応じた点数を算定する。

部位	傷病名	診療開始日
7-7 7-7	MT, FDフテキ	30年12月8日
〔年齢〕76歳		
〔主訴〕入れ歯の調子が悪い。飲み物でむせる。		
〔所見〕義歯フテキのため調整。摂食時の体位など指導が必要。		

月日	部位	療法・処置	点数
12/8		初診	/
		特別養護老人ホーム〇〇苑 認知症進行のため外出	/
		困難	/
		訪問診療1 (14:06~14:44)	1036
		特	175
		認知症のため治療への理解が得られず、しばしば中断	/
		訪補助口(1)(DH 保険医花子)	90
	7-7 7-7	歯リハ1(1)	124
		開口時に頬小帯が引っかかっているため床縁削合	/
		歯在管 文(管理計画書添付) (190+10)	200
		上下顎FDフテキ。特に上顎FDは開口時に外れやすい	/
		水分で週数回むせることがある	/
		衛生士の定期的な指導の必要性を確認、	/
		訪問診療計画(略)	/
		NST2	80
		11/26カンファレンス参加。〇〇苑管理栄養士と食事観察	/
		摂食時に首を真っすぐに伸ばすことや、とろみ食を用いることなどをアドバイス。管理計画(別紙)	/
12/15		訪衛指1(単一建物1人)14:45~15:08	360
		義歯清掃について指導。スポンジブラシを用いて頬	/
		粘膜、口蓋粘膜、舌を刺激するよう〇〇介護職員に	/
		指導	/
12/22		訪衛指1(単一建物1人)14:27~14:50	360
		口腔周辺および首回りのストレッチを実施	/
		あいうべ体操を介護職員とともに実施	/
12月分			2425点

表1 要介護・要支援者に算定できる診療報酬

	在宅(入院外の患者)		入所患者		入院患者	
	自宅 有料老人ホーム 軽費老人ホーム グループホーム ケアハウス 養護老人ホーム サービスつき高齢者むけ住宅 マンションなどの集合住宅 小規模多機能型居宅介護(宿泊) 認知症対応型共同生活介護 複合型サービス(宿泊)	〇	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	病院
介護保険:居宅療養管理指導費	〇	×	×	×	×	×
・歯科疾患管理料 ・歯科疾患在宅療養管理料 ・歯科特定疾患療養管理料 ・在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 ・診療情報提供料(I)の注2および注6の訪問診療料算定患者の紹介加算	〇	〇	〇	〇	〇	〇
訪問歯科衛生指導料*	×	〇	〇	〇	〇	〇
在宅患者連携指導料	×	-	×	×	-	-
在宅患者緊急時等カンファレンス	〇	〇	×	×	-	-
退院時共同指導料1	-	-	×	×	〇	〇
上記以外の診療報酬	〇	〇	〇	〇	〇	〇

\* 在宅(入院外の患者)は歯科衛生士の居宅療養管理指導費を算定しなければならない。  
\* 介護医療院では訪衛指を算定し、歯科衛生士の居宅療養管理指導費は算定できない。